

随想

腹立ちの3連発+1

飛田雄一

阪神淡路大震災から2年4ヶ月が過ぎた。被災地で震災後に緊急救援のための外国人救援ネットができ、活動を開始した。それそれに外国人の問題に関わっていたグループがその共通の課題を解決すべくネットワークを組んだのである。

震災年の成績は、「2勝1敗」だった。
①オーバーステイの外国人に義援金を出し渋った日赤問題、②クラッシュ症候群等による高額治療費問題で2勝し、③短期滞在・オーバーステイ外国人の弔慰金問題では1敗だ。(『むくげ通信』148/149合併号、150、151号、1995年3月~7月参照)

ホットラインさまざま

震災後に地元NGO救援連絡会議の分科会のひとつとして活動を始めた外国人救援ネットは、昨年4月、震災後の緊急救援から恒常的な外国人の救援組織に作り替えられた。会の名前から震災の言葉が消えて「NGO外国人救援ネット」となったのである。「震災以前のことが震災後に起こっている」ということが被災地でよく言われるが、今回のネットの発足は震災以前にいわゆるニューカマーのための民間相談所が神戸になかったことが問題であったという反省から生まれたものである。

去る5月17日には神戸三宮のサンパル南広場で、新しい救援ネットの1周年を祝うフェスティバルがにぎやかに開かれたところである。

ネットのホットライン相談には、さまざまな相談が寄せられている。結婚、離婚、

1997.5.25

子供の国籍、夫の暴力、在留資格の更新、緊急入院の治療費、未払い賃金などなどである。

そのなかでトピックというか、我々を怒らせたケースを腹立ちまぎれに紹介したいと思う。

中国人留学生「義援金詐欺事件」

震災1年後の昨年1月23日、中国人留学生の義援金詐欺事件(逮捕)が新聞報道された。一社を除いて実名報道だった。救援ネットでは、実名報道の是非を質問したら、各紙はこのケースが実名報道すべき事件であること、決して外国人差別ではないことを返答してきた。3週間後、西宮市職員による類似の事件があった時、1紙にだけが報道した。先の中国人の件に関する救援ネットに対する回答によれば実名報道されなければならないケースである。「警察と西宮市の見解が異なっている」とか弁解をしていたが、それなら中国人の場合に本人の意見を聞いたのかと言うことになる。中国人のケースは、市役所の職員の進めるままに手続きをしたら誤って義援金が交付されたというケースだったのである。ふたたび救援ネットは新聞社に苦言を呈したが、それなりの反省材料を提供したものと思う。

功労イラン人の強制送還事件

同じく昨年7月、兵庫県西宮市でひっくり少年を捕まえたイラン人が、オーバーステイが発覚して強制送還された事件であ

1997.5.25

る。おそらく欧米人がひつくりを捕らえたら、パスポートの提示を求められることもなく「表彰」されていたケースであろうと思う。そのイラン人は、「不法滞在がばれるのが怖くて知らん顔してたら、おばあさんの顔が一生頭から離れずに生きていくことになったんだろう。これでよかった」と言っているのである。犯罪を犯したからというのではない。被害者を助けたことにより不法滞在が発覚して強制送還されてしまったのである。もちろん「表彰」もなしである。

その後、救援ネットの警察への抗議文のほかに、イラン人の友人らの努力により西宮市長の議会でのそのイラン人にたいする感謝の発言、行政への不服申立て等がなされたのである。

ペルー人の入管手続き

つい最近、ネットに持ち込まれたのは在日ペルー人が従姉を招請するために神戸入管に申請した在留資格認定証明書の件である。昨年6月に申請した時にはOKとなつたが、入管からの連絡ミスで90日の期限が切れてしまつたので再申請をした。そしたら今度は不交付となった。理由は、祖父の誕生日の記載の異なる書類があるという。1回目の自らのミスを無視して2回目を不交付とし、もう一度3回目の申請をするようにといわれたペルー人からの訴えであった。祖父母、父母の日本およびペルーでの各種の書類を再びいちから整えて申請せよという入管の態度に救援ネットは抗議文をだした。入管は我々が押しかけてようやく1回目のミスを認めたものだが、同種のケースが多くなっているので抗議に及んだのである。少しはオキュウがきいたかもしれないが、泣き寝入りを強いられている外国人がいかに多いかが想像される。

むくげ通信 162号 (14)

付録ー私の保証人経験

腹立ちついでに、もう1件の私のケースも書いておきたい。

昨年私は友人の中国人夫妻が母親を日本に招待したいというので保証人を引き受けた。手続きどおりに戸籍謄本、給与証明、残高証明、印鑑証明等の書類を提出した。しばらくして、源泉徴収表では給与証明にならないので市役所の発行する納税証明を再提出するようにと連絡がきた。そうか、と思ってその書類を送った。手続きするのは北京の大館だから時間もかかるが仕方がない。またしばらくして、今度は、身元引受書の印鑑が印鑑証明の印鑑と違うので身元引受書を再提出するように言ってきた。一般的に、役所への申請書類に印鑑証明の印鑑を押さない。もし必要であればその旨を明示しなくてはならないだろう。それを問題としたことが許せない。まして、もしそれが問題であれば、最初の役所の給与証明を要求するときに合せて要求すべきものだ。まったくもって許されることではなく、嫌がらせ以外のなにものでもない。

腹立ちまぎれにワープロを打ったので大部分まぎれたが、こんなことでまぎれてはいけない。被災地の外国人救援ネットは改めて日本社会の排外性を感じながら、少しでの日本社会が外国人に住みやすい社会となるように、行政に、入管に、労基署にと動き回っている。(了)

(外国人救援ネットの3つのケースの詳細については、ネットのニュースをお読み下さい。神戸市中央区中山手通1-28-7 カトリック社会活動神戸センター内 NGO外国人救援ネットに連絡して下されば送付します。)